

(第80回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第80期 報 告 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

事業報告

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第80期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

わが国の経済は、東日本大震災とこれに伴う電力供給不安の影響に加え、欧州ソブリンリスクに端を発した急激な円高の進行等により、先行きの不透明感が強まりました。

医薬品業界におきましては、政府による社会保障財政支出抑制への取り組みの一環として、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた環境整備が進められました。

このような環境下で、当社グループは、「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーとして培ってきた「安心と安全」をベースとして、ジェネリック医薬品の品質、生産性及び効率性の向上への取り組みを、より一層推し進めてまいりました。

また、これらの活動に加えて、株主還元水準の向上を図るべく、当期におきまして、自己株式の取得を実施いたしました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

当社グループは、ジェネリック医薬品とアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」の普及を医薬品事業における2つの柱としております。

ジェネリック医薬品につきましては、当期は7成分12品目の新規上市を行い、兼業メーカー（ジェネリック医薬品を扱う新薬メーカー）としてトップクラスの品揃えを擁しております。また、ジェネリック医薬品の需要拡大やそれに伴う情報提供活動に十分対応できるよう、体制強化に取り組むとともに、流通卸・保険薬局チェーンとの更なる連携強化を進め、安定供給体制の拡充を図ってまいりました。

もう一方の柱であるウラリットにつきましては、高尿酸血症領域の活性化を図るとともに、酸性尿改善の意義についての普及活動を継続してまいりました。

その結果、ジェネリック医薬品の売上高は、前期比9.6%の増収となり、受託製造売上を含めたジェネリック医薬品事業全体では10.7%の増収となりました。

た。一方で、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は、市場競争の激化等により前期比6.5%の減収となり、医療用医薬品全体では前期比5.5%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高を薬効別の構成比率で見ますと、循環器官用及び呼吸器官用薬29.4%、ウラリット等の代謝性医薬品23.1%、消化器官用薬14.4%、神経系及び感覚器官用薬12.1%、病原生物用薬11.6%、腫瘍用薬2.3%、その他の医薬品7.1%となっております。

次に研究開発ですが、ジェネリック医薬品の研究開発では、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制の強化を図るとともに、当社子会社の日本薬品工業株式会社並びにその他ジェネリック医薬品専門メーカーとの共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を図っております。

新薬の研究開発では、探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めており、「NC-2400」（PPAR δ アゴニスト：脂質代謝改善薬）を欧州の開発ベンチャー企業であるセレニス社に導出済みです。

また、当期におきましては、新たな導出候補化合物として「NC-2500」（キサランチンオキシドリダクターゼ阻害薬：尿酸降下薬）のフェーズI試験の開始に向けて準備を進めてまいりました。この「NC-2500」は、当社の3つのミッションの一つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めてきたもので、当社としても大きな期待を寄せております。

なお、平成17年8月に米国の開発ベンチャー企業であるベルキュラ社へ導出した「NC-2300」につきましては、開発を中止し、同社とのライセンス契約を終了いたしました。

海外展開に関しましては、韓国での鎮痛・消炎剤「ソレトン錠」、高血圧症治療剤「カルバン錠」の販売が引き続き堅調に推移しております。

2) 臨床検査薬

主力であるヘモグロビンA1c検査薬は、糖尿病診断基準に盛り込まれたことから市場競争が激化しておりますが、前期並みの売上高を維持しました。自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」は、花粉の飛散が少なかったことにより売上高が前期より減少しましたが、機械の売上高はアレルギー測定装置DiaPack3000の新発売等により前期を上回り、臨床検査薬全体の売上高は前期を若干上回りました。

以上の結果、医薬品事業全体の売上高は、「ソレトン錠」他の主力品の減収と、本年4月の薬価改定による買い控えの影響はあったものの、ジェネリック医薬品で、「ラベプラゾール錠『ケミファ』」他の伸長と、昨年上市した「エダラボン点滴静注液『ケミファ』」、「ドネペジル塩酸塩錠『ケミファ』」等が寄与したことなどにより、27,325百万円（前期比4.3%増）となりました。営業利益は、ジェネリック医薬品の自社品比率の上昇に伴い原価率が改善したこと等により、2,836百万円（前期比41.1%増）となりました。

【その他】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」では、当連結会計年度においてグループ外売上高が増加したことにより、売上高は1,188百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は、受託試験事業の受注が増加したことなどにより、87百万円（前期は営業損失11百万円）となりました。

以上の結果、各セグメントを通算した業績は、当期の連結売上高が28,513百万円（前期比4.2%増）、連結営業利益が2,923百万円（前期比46.2%増）、連結経常利益が2,776百万円（前期比52.7%増）、当期純利益が1,439百万円（前期比151.2%増）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前期 第 79 期	当期 第 80 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	26,205百万円	27,325百万円	1,120百万円	4.3%
そ の 他	1,155百万円	1,188百万円	32百万円	2.8%
合 計	27,361百万円	28,513百万円	1,152百万円	4.2%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用及び呼吸器官用薬	7,415百万円	29.4%
代謝性医薬品	5,838百万円	23.1%
消化器官用薬	3,648百万円	14.4%
神経系及び感覚器官用薬	3,058百万円	12.1%
病原生物用薬	2,930百万円	11.6%
腫瘍用薬	587百万円	2.3%
その他の医薬品	1,792百万円	7.1%
医療用医薬品計	25,268百万円	100.0%
その他の売上高	2,057百万円	—
医薬品事業合計	27,325百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期	平成22年度 第 79 期	平成23年度 第 80 期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,307百万円	23,982百万円	27,361百万円	28,513百万円
経 常 利 益	363百万円	587百万円	1,818百万円	2,776百万円
当 期 純 利 益	168百万円	270百万円	573百万円	1,439百万円
1株当たり当期純利益金額	4.41円	7.10円	13.95円	34.62円
総 資 産	24,696百万円	29,600百万円	30,786百万円	33,790百万円
純 資 産	6,847百万円	7,865百万円	8,964百万円	10,230百万円
1株当たり純資産額	179.55円	185.22円	212.92円	248.92円

(当社)

区 分	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期	平成22年度 第 79 期	平成23年度 第 80 期 (当事業年度)
売 上 高	21,490百万円	22,837百万円	25,245百万円	26,102百万円
経 常 利 益	320百万円	450百万円	1,091百万円	1,609百万円
当 期 純 利 益	133百万円	135百万円	304百万円	809百万円
1株当たり当期純利益金額	3.47円	3.53円	7.36円	19.31円
総 資 産	23,689百万円	26,627百万円	28,731百万円	30,475百万円
純 資 産	6,558百万円	6,640百万円	8,272百万円	8,904百万円
1株当たり純資産額	171.06円	173.14円	194.94円	214.89円

5. 資金調達の状況
特に記載すべき重要な事項はございません。
6. 設備投資の状況
特に記載すべき重要な事項はございません。
7. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はございません。
8. 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
9. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。
10. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はございません。

11. 対処すべき課題

新薬創出・適応外薬解消等促進加算の導入により、長期収載品（特許が切れた先発医薬品）の薬価引き下げが実施される一方、ジェネリック医薬品については使用促進策が打ち出され、平成24年度の診療報酬改定におきましても更なる促進策が盛り込まれる等、今後も継続的な市場拡大が期待されます。一方で、外資系メーカーや大手新薬メーカー等が相次ぎジェネリック医薬品事業に参入し、市場競争は激化しております。

このような事業環境において、当社グループでは、平成19年より取り組んでまいりました中期経営計画「Next Stage『飛躍』」を終了し、本年4月より新たに中期経営計画「Go Forward -その先へ-」をスタートいたしました。この新中期経営計画におきまして、引き続き3つのミッションであります、i)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii)ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、iii)自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組み強化を図ってまいります。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入し、兼業メーカー随一の品揃えを擁する当社グループのアドバンテージを維持し、ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立するためには、引き続きジェネリック医薬品の開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化し、高品質で経済性の高い製品を提供することが不可欠であると考えております。かかる方針のもと、平成22年10月に実施したグループ内での製造拠点の統合をはじめとした対策を継続的に実施し、同事業の更なる効率化、高品質化を推進してまいります。

平成24年度は引き続き大型ジェネリック医薬品の上市も見込まれており、流通卸・保険薬局チェーンとの連携を図りながら、より一層、安定供給の確保を図ってまいります。また、全国で導入しているMRの「チーム制」をより活性化し、DPC対象病院への取り組み強化を図るとともに、周辺の保険薬局や開業医へのジェネリック医薬品の使用促進を図ってまいります。

次に、ウラリットに関しましては、高尿酸血症市場の活性化に伴って、これを販売実績の拡大に結び付けるべく、効率的な普及活動に取り組んでまいります。

また、新薬の研究開発では、「NC-2500」の開発推進と早期導出を目指すとともに、欧州のセレニス社に導出済みの「NC-2400」に続く新たな品目の導出を推進してまいります。

海外展開に関しましては、韓国に続いて、中国、アセアン諸国を中心にアジア各国への展開を更に進めてまいります。

また、ヘルスケア製品につきましては、既存品の売上高拡大と特長のある新しい商品の開発を目指しております。

これらに加えて、今後とも全事業分野において経営の合理化・効率化を徹底し、安定した売上高と利益を確保することにより、株主の皆様のご期待に応えられる企業を目指して一層の経営努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100.0%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等

13. 主要な事業内容

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品の安全性試験の受託等

健康食品等販売

14. 主要な営業所等

(1) 当社の主要な営業所等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0801	宮城県仙台市青葉区木町通り1-6-34 安藤ビル4階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-26-20 江戸堀グロウスビル5階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35 JT博多ビル4階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0054	埼玉県春日部市浜川戸2-16 (丸天運送株式会社内)

(注) なお、福岡支店は平成23年10月22日に、次の所在地から移転しております。

〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-1-80

オヌキ新博多ビル2階

また、仙台支店は平成24年5月26日より、その所在地を次のとおり移転しております。

〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20

花京院スクエア18階

(2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-2-3

株式会社化合物安全性研究所

〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄363-24

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	563名 (115名)
その他	73名 (21名)
全社(共通人員)	46名 (4名)
合計	682名 (140名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先(当社)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,473 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,320 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,286 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,000 百万円
株式会社横浜銀行	857 百万円
株式会社みずほ銀行	760 百万円
中央三井信託銀行株式会社(注)	560 百万円
株式会社東京都民銀行	525 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	500 百万円
株式会社りそな銀行	400 百万円

(注) 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付の合併により、三井住友信託銀行株式会社となっております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 42,614,205株（自己株式1,212,844株を含む）
3. 当期末株主数 6,568名（前期比 705名減）
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ジャパンソファルシム株式会社	6,583 千株	15.90 %
豊島薬品株式会社	2,421 千株	5.84 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	4.65 %
日本生命保険相互会社	1,870 千株	4.51 %
山口一城	1,141 千株	2.75 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,056 千株	2.55 %
日本ケミファ従業員持株会	833 千株	2.01 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.77 %
澤井弘行	686 千株	1.65 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	612 千株	1.47 %

(注) 1. 当社は、自己株式1,212千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (平成20年8月4日発行)	第2回新株予約権 (平成23年8月2日発行)
発行決議の日	平成20年6月27日	平成23年6月29日
付与対象者と人数	当社取締役6名	当社取締役6名
新株予約権の数	22個(注1)	52個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式22,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式52,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 516,000円	新株予約権1個につき 332,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月5日から 平成26年8月4日まで	平成26年8月3日から 平成29年8月2日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)

(注1) うち取締役2名に付与している新株予約権は取締役就任以前に付与されたものであります。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の役員又は従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第2回新株予約権 (平成23年8月2日発行)
発行決議の日	平成23年6月29日
付与対象者と人数	当社執行役員5名
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式20,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき332,000円
新株予約権の行使期間	平成26年8月3日から 平成29年8月2日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社の役員又は従業員の地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合（ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	矢 田 弘 道	経営全般補佐 リスク管理・臨床検査薬事業部担当兼医薬マーケ ティング本部長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	貴 志 康 夫	開発企画部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	森 治 樹	管理部担当兼購買部長兼物流管理センター長
取 締 役 員 執 行 役 員	轡 田 雅 則	法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当 兼総務部長
取 締 役 員 執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
取 締 役	畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ パートナー
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長兼品質保証部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	真 木 善 幸	学術研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	情報システム部・広報室担当兼経営企画部長
執 行 役 員	畑 田 康	G E 開発部長

- (注) 1. 平成23年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役小山 剛氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役畠山正誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役畠山正誠氏、監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

6. 本年4月1日付で、前頁記載の取締役、監査役及び執行役員の状況は、以下のとおり変更されております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 専務執行役員	矢 田 弘 道	経営全般補佐 リスク管理・臨床検査薬事業部担当兼医薬マーケ ティング本部長
取 締 役 常務執行役員	貴 志 康 夫	開発企画部担当
取 締 役	森 治 樹	
取 締 役 執行役員	轡 田 雅 則	法令等遵守・薬事管理室・総務部・信頼性保証総 括部・営業管理センター担当
取 締 役 執行役員	小 山 剛	購買・物流センター担当兼医薬営業本部長
取 締 役	畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常勤監査役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ パートナー
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	真 木 善 幸	学術研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画 部長
執 行 役 員	畑 田 康	G E開発部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	7名	120百万円
監 査 役	3名	26百万円
合 計	10名	147百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（52百万円）は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労金引当額200万円（取締役170万円、監査役200万円）を含めております。
3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額100万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額270万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、平成23年6月29日開催の第79回定時株主総会において年額100万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 嶋山正誠

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
マックス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 監査役 高橋 剛

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
該当事項はございません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 監査役 進藤直滋

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はございません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況

該当事項はございません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏、社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	3名	14百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「IFRS（国際財務報告基準）」に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき取締役会は監査役会の同意を得て当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、平成20年4月25日開催の取締役会において一部改定しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。

- ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、監査役宛のホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取り締役に報告する。
- ③ コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
- ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
- ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動基準に則って、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② 当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。
 - ③ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ④ 当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。
 - ⑤ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社及び連結子会社の財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。

② 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、役員・使用人全員に周知徹底する。

② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験、ノウハウ及びグローバルな情報発信力、③探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、平成19年に中期経営計画「Next Stage『飛躍』」をスタートし、中長期的成長戦略の柱として、i)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii)ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、iii)自社開発創薬による業容拡大の3つのミッションを推進してまいりました。

その成果として、ジェネリック医薬品事業につきましては、開発、製造、販売にわたる機能強化に取り組んできた結果、主な大型品では常に市場トップクラスのシェアを獲得してきました。ウラリット・高尿酸血症領域では、治療意義の普及及び市場拡大につながる様々な臨床研究の支援を進め、それらが徐々に成果を見せつつあります。また、創薬につきましては、自社開発の尿酸降下薬「NC-2500」はフェーズⅠ試験へステージを進めるとともに、新たな導出候補品の創出も進んでおり、その中には公的資金を獲得するような有望な研究テーマも出てきています。

これらの成果を踏まえ、中期経営計画「Go Forward -その先へ-」を本年4月よりスタートいたしました。この中期経営計画「Go Forward -その先へ-」におきましても、引き続き3つのミッションを掲げ、国の使用促進策を追い風としたジェネリック医薬品市場拡大の契機を確実につかみ取るために、ジェネリック医薬品事業に持てる経営資源を集中的に投下すると同時に、大型先発医薬品の特許切れが一段落する平成27年以降の事業環境を見据え、ウラリットを核とした高尿酸血症領域での取組みや自社創薬への投資も強化継続してまいります。

当社は、これら3つのミッションに一貫して継続的に取組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

(中期経営計画「Go Forward -その先へ-」の内容につきましては、当社ホームページに掲載しております。詳細は以下のアドレスよりご覧ください。

<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2012/20120518-2.pdf>

② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容を一部改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2010/20100511-4.pdf>)

① 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、若しくは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提案の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i)ないし iv)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第78回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において第78回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様
に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動さ
れ新株予約権行使の手續を行わなければ、その保有する株式が希釈化され
る場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取
得の手續を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則とし
て生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の前中期経営計画「Next Stage『飛躍』」及び新中期経営計画「Go
Forward -その先へ-」による取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の
各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上さ
せるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿
うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合
致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではご
ざいませぬ。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決 定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるこ
とを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合
に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆
様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められ
た上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができること
など株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の
指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみか
ら構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されてい
ること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公
正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資す
るものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合
致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではご
ざいませぬ。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	33,790	負 債 の 部	23,560
[流 動 資 産]	[20,561]	[流 動 負 債]	[12,871]
現金及び預金	6,677	支払手形及び買掛金	4,981
受取手形及び売掛金	9,067	短期借入金	540
商品及び製品	2,766	1年内償還予定の社債	370
仕掛	685	1年内返済予定の長期借入金	2,880
原材料及び貯蔵品	595	リース債務	136
繰延税金資産	656	未払金	45
その他の流動資産	111	未払法人税等	832
貸倒引当金	△ 0	未払消費税等	77
		未払費用	2,170
[固 定 資 産]	[13,215]	預り金	91
有形固定資産	10,143	返品調整引当金	4
建物及び構築物	3,221	販売促進引当金	315
機械装置及び運搬具	746	その他の流動負債	425
工具、器具及び備品	185		
土地	5,550	[固 定 負 債]	[10,688]
リース資産	439	社債	735
無形固定資産	662	長期借入金	7,042
のれん	519	リース債務	436
リース資産	101	退職給付引当金	783
ソフトウェア	21	役員退職慰労引当金	289
電話加入権	20	受入敷金保証金	9
投資その他の資産	2,410	再評価に係る繰延税金負債	1,391
投資有価証券	938		
長期貸付金	7	純資産の部	10,230
長期前払費用	14	[株 主 資 本]	[7,966]
敷金及び保証金	104	資本金	4,304
繰延税金資産	310	資本剰余金	1,297
その他	1,098	利益剰余金	2,835
貸倒引当金	△ 64	自己株式	△ 470
[繰 延 資 産]	[14]	[その他の包括利益累計額]	[2,257]
社債発行費	14	その他有価証券評価差額金	26
		土地再評価差額金	2,230
		[新 株 予 約 権]	[7]
資 産 合 計	33,790	負債純資産合計	33,790

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	28,513
売 上 原 価	12,872
売 上 総 利 益	15,642
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,718
営 業 利 益	2,923
営 業 外 収 益	138
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	26
固 定 資 産 賃 貸 料	17
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10
補 助 金 収 入	43
保 険 配 当 金	12
そ の 他 の 営 業 外 収 益	26
営 業 外 費 用	285
支 払 利 息	205
手 形 売 却 損	15
支 払 手 数 料	28
そ の 他 の 営 業 外 費 用	37
経 常 利 益	2,776
特 別 利 益	64
受 取 保 険 金	64
特 別 損 失	141
固 定 資 産 除 却 損	70
そ の 他 の 投 資 評 価 損	8
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	22
災 害 に よ る 損 失	40
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,698
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,234
法 人 税 等 調 整 額	24
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,439
少 数 株 主 利 益	0
当 期 純 利 益	1,439

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	4,304	1,297	1,522	△ 163	6,960
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△ 127	—	△ 127
当期純利益	—	—	1,439	—	1,439
自己株式の取得	—	—	—	△ 306	△ 306
自己株式の処分	—	△ 0	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 0	1,312	△ 306	1,005
当 期 末 残 高	4,304	1,297	2,835	△ 470	7,966

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	少 株 持 数 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△ 34	2,033	1,998	5	0	8,964
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 127
当期純利益	—	—	—	—	—	1,439
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 306
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	61	197	258	2	△ 0	260
当期変動額合計	61	197	258	2	△ 0	1,265
当 期 末 残 高	26	2,230	2,257	7	—	10,230

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3 社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1 社

(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建
物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお
ります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファ
イナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る
方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金：当社及び連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の連結会計年度より費用処理しております。

③役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

④返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。

⑤販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等)

当連結会計年度より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
13,005百万円
2. 受取手形割引高
906百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 1,347$ 百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、 $\Delta 224$ 百万円含まれております。
4. 連結会計年度満期手形の処理
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高から除かれております。
受取手形 58百万円
支払手形 1,014百万円
割引手形 147百万円
設備関係支払手形 107百万円
(流動負債その他)
5. 受取手形及び売掛金
連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している2,453百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 42,614,205株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月29日開催の第79回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	127	利益剰余金	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催予定の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	207	利益剰余金	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 38,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	6,677	6,677	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,067	9,067	—
(3) 投資有価証券	866	866	—
(4) 長期預金	800	669	△ 130
資産計	17,411	17,280	△ 130
(5) 支払手形及び買掛金	(4,981)	(4,981)	—
(6) 短期借入金	(540)	(540)	—
(7) 社債	(1,105)	(1,113)	△ 8
(8) 長期借入金	(9,923)	(9,705)	217
負債計	(16,549)	(16,340)	208
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

これらは金融機関により評価された価格によっており、差額については、「デリバティブ部分の時価評価額」のみを表しております。この差額は、満期時において損益に与える影響は軽微であります。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,977	1,480	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	71

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,677	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,067	—	—	—
長期預金	—	200	100	500
合 計	15,745	200	100	500

(注4) 社債及び長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	370	370	270	95	—	—
長期借入金	2,880	2,444	1,652	1,103	1,714	127
合 計	3,250	2,814	1,922	1,198	1,714	127

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
741	2	744	552

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

248円92銭

1株当たり当期純利益金額

34円62銭

連結損益計算書上の当期純利益	1,439百万円
普通株式に係る当期純利益	1,439百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式の期中平均株式数	41,585千株

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 7日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 開 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	30,475	負債の部	21,571
[流動資産]	[16,437]	[流動負債]	[12,137]
現金及び預金	4,598	支払手形	3,990
受取掛手形	400	買掛金	1,749
売掛商品及び製品	7,933	短期借入金	300
仕掛品	48	1年内償還予定の社債	300
原材料及び貯蔵品	191	1年内返済予定の長期借入金	2,869
前払費用	40	リース債務	71
未収入金	32	未払金	21
繰延税金資産	437	未払法人税等	460
その他の流動資産	46	未払消費税等	52
		未払費用	1,941
[固定資産]	[14,024]	預り金	62
有形固定資産	6,603	返品調整引当金	3
建物	1,111	販売促進引当金	305
構築物	10	設備関係支払手形	6
機械及び装置	21	その他の流動負債	4
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	108	[固定負債]	[9,434]
土地	5,194	社債	550
リース資産	156	長期借入金	6,636
無形固定資産	64	リース債務	137
ソフトウェア	4	退職給付引当金	463
リース資産	41	役員退職慰労引当金	244
電話加入権	17	受入敷金保証金	9
投資その他の資産	7,356	再評価に係る繰延税金負債	1,391
投資有価証券	870		
関係会社株式	4,948	純資産の部	8,904
長期貸付金	0	[株主資本]	[6,645]
従業員に対する長期貸付金	7	資本金	4,304
関係会社長期貸付金	168	資本剰余金	1,297
破産更生債権等	3	その他資本剰余金	1,297
長期前払費用	8	利益剰余金	1,452
敷金及び保証金	103	利益準備金	54
繰延税金資産	216	その他利益剰余金	1,397
長期預金	800	繰越利益剰余金	1,397
その他の預金	294	自己株式	△ 408
貸倒引当金	△ 64		
[繰延資産]	[14]	[評価・換算差額等]	[2,250]
社債発行費	14	その他有価証券評価差額金	20
		土地再評価差額金	2,230
		[新株予約権]	[7]
資産合計	30,475	負債純資産合計	30,475

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	26,102
売 上 原 価	12,807
売 上 総 利 益	13,295
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,611
営 業 利 益	1,684
営 業 外 収 益	201
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	27
固 定 資 産 賃 貸 料	105
補 助 金 収 入	34
保 険 配 当 金	12
そ の 他 の 営 業 外 収 益	15
営 業 外 費 用	275
支 払 利 息	187
手 形 売 却 損	11
支 払 手 数 料	26
そ の 他 の 営 業 外 費 用	49
経 常 利 益	1,609
特 別 損 失	68
固 定 資 産 除 却 損	26
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11
そ の 他 の 投 資 評 価 損	8
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	22
税 引 前 当 期 純 利 益	1,541
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	697
法 人 税 等 調 整 額	35
当 期 純 利 益	809

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本計 合
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	4,304	1,297	—	42	728	△ 101	6,270		
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	—	—	—	12	△ 139	—	△ 127		
当期純利益	—	—	—	—	809	—	809		
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 306	△ 306		
自己株式の処分	—	—	△ 0	—	—	0	0		
準備金から剰余金への振替	—	△1,297	1,297	—	—	—	—		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	△1,297	1,297	12	669	△ 306	375		
当 期 末 残 高	4,304	—	1,297	54	1,397	△ 408	6,645		

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△ 36	2,033	1,996	5	8,272
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 127
当期純利益	—	—	—	—	809
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 306
自己株式の処分	—	—	—	—	0
準備金から剰余金への振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	56	197	254	2	256
当期変動額合計	56	197	254	2	631
当 期 末 残 高	20	2,230	2,250	7	8,904

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）

による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の事業年度より費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等)

当事業年度より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
4,939百万円
2. 受取手形割引高
906百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,347百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△224百万円含まれております。
4. 関係会社に対する債権債務
短期債権 62百万円
長期債権 168百万円
短期債務 2,707百万円
5. 事業年度満期手形の処理
事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高から除かれております。
受取手形 5百万円
支払手形 1,249百万円
割引手形 147百万円
設備関係支払手形
(流動負債その他) 49百万円
6. 売掛金
貸借対照表に計上した売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している2,453百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	60百万円
営業費用	6,443百万円
営業取引以外の収益	103百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	1,212,844株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因は、退職慰労引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有)直接 100.0
子会社	株式会社化合物安全性研究所	北海道札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有)直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有)直接 5.0 (被所有)直接 16.0

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先商品仕入先役員の兼任	製品の製造委託及び商品の購入	4,748	支払手形及び買掛金	2,081
子会社	株式会社化合物安全性研究所	資金貸付先	資金の貸付	—	長期貸付金	168
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び原材料仕入先役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,480	支払手形及び買掛金	623

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

214円89銭

1 株当たり当期純利益金額

19円31銭

損益計算書上の当期純利益

809百万円

普通株式に係る当期純利益

809百万円

普通株主に帰属しない金額

—百万円

普通株式の期中平均株式数

41,913千株

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 7日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 開 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

日本ケミファ株式会社

常勤監査役 加藤 昇 ㊞

社外監査役 高橋 剛 ㊞

社外監査役 進藤 直 滋 ㊞

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

株 主 メ モ

1. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月下旬
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
7. 公告方法
電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
8. 本社所在地
〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電話 03-3863-1211 (代表)

住所変更、単元未満株式の「買増・買取」等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。